

## 北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射に対する決議

北朝鮮が2017年9月3日に6回目の核実験を強行した。この度の核実験は、国連安全保障理事会の決議に違反するとともに、核実験に対して再三にわたる自制を求めていたにも関わらず強行されたものである。このことは、唯一の被爆国である我が国として断じて容認することはできないことであり、深い憤りを禁じ得ないものである。また北朝鮮は、8月29日に続き、9月15日に日本上空を通過する弾道ミサイルを発射し、弾道ミサイルは北海道上空を飛び越え襟裳岬沖の太平洋上に落下した。この行為は、国連安全保障理事会決議や日朝平壤宣言に違反するとともに、6者会合共同声明の趣旨にも反するものであり、寒川町議会としても強く抗議するものである。

北朝鮮は、米領グアム沖に弾道ミサイルの発射を検討するなど、ミサイル開発を加速する意思を明確にしており、このようなことは、国際社会に対する挑発行為であり、我が国にとって深刻かつ重大な脅威である。また、核実験や弾道ミサイルを発射するなどの行為は、我が国を含む東アジアのみならず、国際社会の平和と安全を脅かす重大な行為であり、断じて容認することはできない。

昭和60年6月に「寒川町核兵器廃絶平和都市宣言」を議決している寒川町議会は、町民生活の安心安全を脅かす今回の北朝鮮の核実験及び弾道ミサイルの発射に対して、厳重に抗議するとともに、このような暴挙が決して繰り返されないよう強く求めるものである。

以上決議する。

平成29年9月25日

寒 川 町 議 会